

鹿 児 島 県 公 報

令和元年10月11日（金）第46号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例（※）
（人事課取扱い） 1
- 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（※）
（人事課取扱い） 2
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）
（財政課取扱い） 3
- 鹿児島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（※）（障害福祉課取扱い） 5
- 鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（※）
（工業用水課取扱い） 5
- 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例及び鹿児島県警察職員の旅費に関する条例
の一部を改正する条例（※）
（警務課取扱い） 6
- 鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（※）
（県立病院課取扱い） 6
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）
（財政課取扱い） 7

条 例

鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第10号

鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部改正）

第1条 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号コ及び第2号ア中「（法第16条第1号に該当して失職した者を除く。）」を削り、同条第2項中「、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により

失職し」を削る。

第3条第3項中「，若しくは失職し」を削る。

（鹿児島県職員勤勉手当支給条例の一部改正）

第2条 鹿児島県職員勤勉手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ケ中「（法第16条第1号に該当して失職した者を除く。）」を削る。

第4条第1項第1号中「，若しくは失職し」を削る。

（鹿児島県職員退職手当支給条例の一部改正）

第3条 鹿児島県職員退職手当支給条例（昭和28年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

.....

鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第11号

鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか，同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は，任命権者が人事委員会と協議して定める。

（鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか，同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は，任命権者が人事委員会と協議して定める。

（鹿児島県地方警察職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 鹿児島県地方警察職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 前項に規定するもののほか，同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に

関し必要な事項は、警察本部長が人事委員会と協議して定める。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第12号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総務部の表中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次のように加える。

1 通訳案内士法（昭和24年法律第210号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 法第57条において準用する法第22条の規定に基づく鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士の登録	鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士登録手数料	5,100円
	(2) 法第57条において準用する法第23条第2項の規定に基づく鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士登録証の訂正	鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士登録証訂正手数料	4,000円
	(3) 法第57条において準用する法第24条の規定に基づく鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士登録証の再交付	鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士登録証再交付手数料	4,000円

別表第1 総務部の表備考中「3の項」を「4の項」に改める。

別表第1 PR・観光戦略部の表1の項事務の欄中「昭和24年法律第210号。」を削る。

別表第1 農政部の表14の項中「証明に関する」を「証明等に関する」に、「証明書の発行」を「証明書又は確認書の発行」に、「輸出畜産物証明手数料」を「輸出畜産物証明等手数料」

に改め、同項のイ中「証明書」を「確認書」に改める。

別表第1 土木部の表14の6の項の(3)のア中「を添付する場合」を「（以下この項において「技術的審査適合証等」という。）を添付する場合（ウに規定する場合を除く。）」に改め、同項の(3)のイ中「その他の場合」を「技術的審査適合証等を添付しない場合（ウに規定する場合を除く。）」に改め、同項の(3)に次のように加える。

ウ 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項の(3)のウ及び(4)のウにおいて「計画」という。）に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 認定申請に係る建築物（計画に記載されている他の建築物を含む。）1棟につき、技術的審査適合証等の添付の有無及び当該建築物の区分に応じ、この項の(3)のアの(㍑)から(㍒)まで又はイの(㍑)から(㍒)までに掲げる金額を合算した金額（以下この項の(3)のウにおいて「基本額」という。）。ただし、当該認定申請に併せて法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

別表第1 土木部の表14の6の項の(4)のア中「法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が認めるものを添付する場合」を「技術的審査適合証等を添付する場合（ウに規定する場合を除く。）」に改め、同項の(4)のイ中「その他の場合」を「技術的審査適合証等を添付しない場合（ウに規定する場合を除く。）」に改め、同項の(4)に次のように加える。

ウ 変更認定申請に係る計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額（以下この項の(4)のウにおいて「基本額」という。）。ただし、当該変更認定申請に併せて法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、基本額に、当該建築物の床面積の区分に応じ、加算額をそれぞれ加えた金額

(㍑) 変更認定申請に係る建築物（変更認定申請に係る計画に記載されている他の建築物を含む。）の変更である場合（(イ)に規定する場合を除く。） 当該建築物1棟につき、技術的審査適合証等の添付の有無及び当該建築物の区分に応じ、この項の(4)のアの(㍑)から(㍒)まで又はイの(㍑)から(㍒)までに掲げる金額を合算した金額

(イ) 他の建築物の追加である場合 当該建築物1棟につき、技術的審査適合証等の添付の有無及び当該建築物の区分に応じ、この項の(3)のアの(㍑)から(㍒)まで又はイの(㍑)から(㍒)までに掲げる金額を合算した金額

附 則

この条例中別表第1の改正規定（別表第1 土木部の表の改正規定を除く。）は公布の日から、その他の規定は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

.....

鹿児島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第13号

鹿児島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

鹿児島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年鹿児島県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項各号を次のように改める。

(1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第9条第5項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第7項中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

.....

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第14号

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法」に改める。

第17条第1項中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は企業管理規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものが退職した場合は、退職手当を支給する。

第18条に次の2項を加える。

4 第4条から第6条まで、第8条の2、第9条の2、第14条の2及び第16条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

5 第15条の規定は、会計年度任用職員のうち、任期が6月未満の者その他管理者が定める者には適用しない。

第21条を削り、第22条を第21条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第17条第2項第2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例及び鹿児島県警察職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第15号

鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例及び鹿児島県警察職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方警察職員（」の次に「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

(鹿児島県警察職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県警察職員の旅費に関する条例（平成16年鹿児島県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員を」を「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）を」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第16号

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法」に改める。

第13条第1項中「職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第22条第1項中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え，同条中第5項を第6項とし，第4項を第5項とし，第3項を第4項とし，同条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削り，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか，地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち，常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は企業管理規程により，勤務を要しないこととされ，又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で，その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものが退職した場合は，退職手当を支給する。

第27条を削る。

第28条に次の2項を加える。

4 第5条，第7条，第9条，第11条，第18条及び第20条の規定は，会計年度任用職員には適用しない。

5 第19条の規定は，会計年度任用職員のうち，任期が6月未満の者その他管理者が定める者には適用しない。

第28条を第27条とし，第29条を第28条とする。

附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。ただし，第22条第2項第2号の改正規定は，令和元年12月14日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月11日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第17号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1警察本部の表7の項事務の欄中「法」という。）の次に「，道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この項において「政令」という。）」を加え，同項の(4)のアの(イ)，イの(イ)，ウの(イ)，エの(イ)及びオの(イ)中「1,900円」の次に「（政令第33条の6の2第6号

に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあっては、800円）」を加え、同項の(6)のイ中「第二種運転免許に係る免許証」の次に「（イに規定するものを除く。）」を加え、同項の(6)中イをウとし、同項の(6)のイの次に次のように加える。

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対して交付する免許証に限る。） 1,700円（法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、1,700円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた金額）

別表第1警察本部の表7の項の(7)のイ中「3,500円」を「2,250円」に改め、同項の(15)のウのイ中「道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）」を「政令」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県手数料徴収条例別表第1警察本部の表7の項の(7)の規定は、この条例の施行の日以後に申請がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。